

## 第54回 宇都宮市環境審議会（書面開催）

### ○ 議事

- ・ 「第4次宇都宮市環境基本計画」（素案）に関するパブリックコメントへの対応について
  - ▶ 資料1，別紙1，別冊1
- ・ 「第4次宇都宮市環境基本計画」に対する答申（案）について
  - ▶ 資料2，別紙2
- ・ 「第2次うつのみや生きものつながりプラン」（素案）に関するパブリックコメントへの対応について
  - ▶ 資料3，別紙3，別冊2

令和8年3月3日（火）～3月9日（月）  
環境部 環境創造課，環境保全課

# 宇都宮市環境審議会委員名簿

氏名	役職等
大久保 順也	宇都宮市議会議員
小倉 久美	//
岩井 潤子	//
菅原 一浩	//
森嶋 佳織	作新学院大学女子短期大学部 講師
横尾 昇剛	宇都宮大学 教授
北浦 さおり	宇都宮共和大学 准教授
佐野 和美	帝京大学 リベラルアーツセンター 准教授
高梨 弘幸	栃木県地球温暖化防止活動推進 センター センター長
田代 昌継	宇都宮市医師会 理事

氏名	役職等
半田 光隆	宇都宮農業協同組合 代表理事専務
福田 治久	宇都宮商工会議所 議員
町田 全功	宇都宮青年会議所 副理事長
増渕 弘子	うつのみや環境行動フォーラム 理事
小林 紀夫	宇都宮市青少年育成市民会議 会長
小金澤 頼子	宇都宮市女性団体連絡協議会 副会長
大森 幹夫	宇都宮市自治会連合会 副会長
稲垣 広己	宇都宮地方气象台 次長
齊藤 好広	公募委員
中島 光	//

## 「第4次宇都宮市環境基本計画」(素案)に関する パブリックコメントへの対応について

### ◎ 趣 旨

「第4次宇都宮市環境基本計画」の素案に関するパブリックコメントを実施したことから、意見への対応について協議するもの

### ○ 目 次

- 1 パブリックコメントの実施状況について
- 2 意見の概要と市の考え方

# 1 パブリックコメントの実施状況について

## (1) 意見の募集期間

令和8年1月29日（木） ～ 令和8年2月19日（木） ※計画（案）については別紙1，別冊1参照

## (2) 実施結果

意見の応募者数：2名（メール）

意見数：5件

## (3) 意見の処理状況

- ・ 提出された意見等の処理にあたっては、宇都宮市パブリックコメント制度実施要綱に基づき、意見の概要及び市の考え方を公表する。
- ・ なお、パブリックコメントの結果公表様式に基づく処理区分の内訳は下表のとおり

区分	内容	件数
A	意見の趣旨等を反映し、計画に盛り込むもの	
B	意見の趣旨等は、計画に盛り込み済みと考えるもの	
C	計画の参考とするもの	2件
D	計画に盛り込まないもの	
E	その他、要望・意見等	3件
合計		5件

## 2 意見の概要と市の考え方

※黄色の網掛部分が意見の要旨

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	E	<p>全般的に、二酸化炭素ガスをはじめとする温室効果ガスの排出量が多い諸外国、海外の自治体から取組みを始めるべきと考えます。<b>宇都宮市の温室効果ガスの排出量は全体として相対的にそこまで大きいのでしょうか。</b></p> <p>宇都宮市で温室効果ガスの排出量削減に取り組むよりも、<b>排出量の大きな国や海外の自治体に働き掛ける方が有効な施策ではないでしょうか。</b></p> <p>本気で環境対策したいのであれば、海外で大量に温室効果ガスを排出している<b>国に働きかけを行う施策を記載した方がよいのでは？</b></p>	<p>現在、世界共通の目標として「パリ協定」が締結されており、各国が温室効果ガス削減目標を掲げ、国内の各地域で具体的な対策を講じることが国際的に合意されており、本市においても、国の「地球温暖化対策計画」に基づき、国と連携し、一体的な取組を推進していく必要があります。</p> <p>本市の排出量は世界全体で見れば限定的ですが、国際社会の一員としての責任を果たすため、本計画や「宇都宮市地球温暖化対策実行計画」に基づき、脱炭素化に取り組んでまいります。</p>
2	E	<p>宇都宮市としては、まずは、<b>経済対策や市民を豊かにすることを計画してください。</b></p> <p>優先順位として、経済対策＞環境対策と考えます。</p>	<p>本市が目指す環境未来都市の姿として、「みんなの「もったいない」のところで、循環共生型社会を構築し、ウェルビーイングが実感できる 持続可能なまち」を掲げており、単に環境施策に取り組むだけでなく、環境への取組を新たな成長の機会として捉え、経済成長や市民の生活の質の向上が図られるよう組んでまいります。</p>

# 2 意見の概要と市の考え方

※黄色の網掛部分が意見の要旨

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
3	C	<p>・安心安全なまちづくり            近年問題化している<b>繁華街のゴミ問題を取り上げてほしい。</b>            現在、ボランティアが拾ってくれているようですが、今後もずっと<b>市民の善意に頼ってただ働きさせるのはおかしい</b>と思う。景観の点からも、防犯の点からもよくない。<b>ゴミ箱の設置、清掃職員の配置などを望む。</b></p>	<p>繁華街の環境美化につきましては、P64「基本施策2-3」において、「きれいなまちづくりの推進」を位置付け、中心市街地の「美化推進重点地区」の巡回指導や路面標示等による周知啓発を実施しており、特に人出の多いオリオン通り周辺においては、効果的な路面標示の拡充や指導員による夜間巡回の回数等の拡充を図ることとしております。            なお、地域・ボランティア団体等による清掃活動に対してましては、ごみ袋や軍手等を配付するなど、必要に応じて支援しております。            いただいた御意見は、今後施策事業を推進していく上で、参考とさせていただきます。</p>
4	E	<p>・イラストについて            多様性、誰1人取り残さないSDGsを謳う一方、<b>2050年の街のイメージには黒髪の健常者の男女しか描かれていないことに疑問を感じます。</b>外国籍やミックスルーツの人、障害者は？料理をするエプロン姿の女性、農作業をする男性、胸の前で手を組む女性など、<b>旧来のジェンダーロールを感じる絵柄もあり、とてもモヤモヤします。</b></p>	<p>イラストにつきましては、環境施策の取組により、市民の皆様がウェルビーイングを実感できる将来のまちの姿を視覚化することを主眼に作成したものです。            環境保全施策の推進という本計画の趣旨に基づき、再エネ利用や資源循環といった具体的な環境配慮行動のイメージを優先して表現いたしました。</p>

# 2 意見の概要と市の考え方

※黄色の網掛部分が意見の要旨

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
5	C	<p>・都市緑化            大通りの街路樹(トチノキ)がここ5~10年で相当切られている。また残っている街路樹も真夏に強剪定が行われて葉がほとんど残されていない。(光合成ができず、二酸化炭素の吸収効果もない、また日陰の機能が全くない)。            今後LRTの線路が作られるなら、中央分離帯のツツジも伐採されるだろう。西小学校の校庭の桜やメタセコイヤ?の大木も伐採、一条中学の跡地が駐車場として舗装されて木がなくなるなど、緑化とは反対方向に進んでいるように感じる。倒木の危険性は理解するが、その後の植樹まで責任を持って行ってほしい。            また、近年の大雨のたびに二荒山神社の辺りなど、雨水が道路に溢れて、排水口から噴き出している            (<a href="https://x.com/sekiguchien/status/1829079198876762610?s=20">https://x.com/sekiguchien/status/1829079198876762610?s=20</a>)。これからの気候変動を考えるとこのような雨が多く降ることは容易に想像ができる。雨水が街なかで地面に吸収されるようにしてほしい。            民間については、市街地の古い建物や住宅地で家を建て替えすると、それまでの庭木は全て伐採され、新しい庭木が一本もない(庭も舗装されてガレージになっていることが多い)家が建つことが多い。            昨年の意識調査項目で「屋敷林」を都市の魅力として考えるなら、古い住宅の庭木の保全、新しく植えられる庭木の配布や、剪定管理について補助をだしたり教室をこまめに開くなど個人が庭木を植えたいくなるインセンティブがほしい。</p>	<p>緑はヒートアイランドの緩和や二酸化炭素の吸収源、雨水の貯留・浸透機能を有するなど、多様な機能を有しており、本計画では、P71「基本施策3-2-(2)都市の緑の保全と創出」において、「中心市街地の緑化推進」などを位置付け、まちづくりと連動した緑化の推進などに取り組んでおります。            いただいた御意見は、本計画を推進するとともに、「第3次宇都宮市緑の基本計画」など関連計画と一体となりながら、今後施策事業を推進していく上での参考とさせていただきます。</p>

# 第4次宇都宮市環境基本計画に対する 答申(案)について

## ◎ 趣 旨

第4次宇都宮市環境基本計画に対する答申書(案)について協議するもの

## ○ 目 次

- 1 答申書(案)について
- 2 策定スケジュール

# 1 答申書(案)について

## 1 答申の位置付け

「第4次宇都宮市環境基本計画」について、宇都宮市環境審議会です承・提言された事項や、取組に当たって留意すべき点などの意見を答申（案）として集約するもの

## 2 答申書案

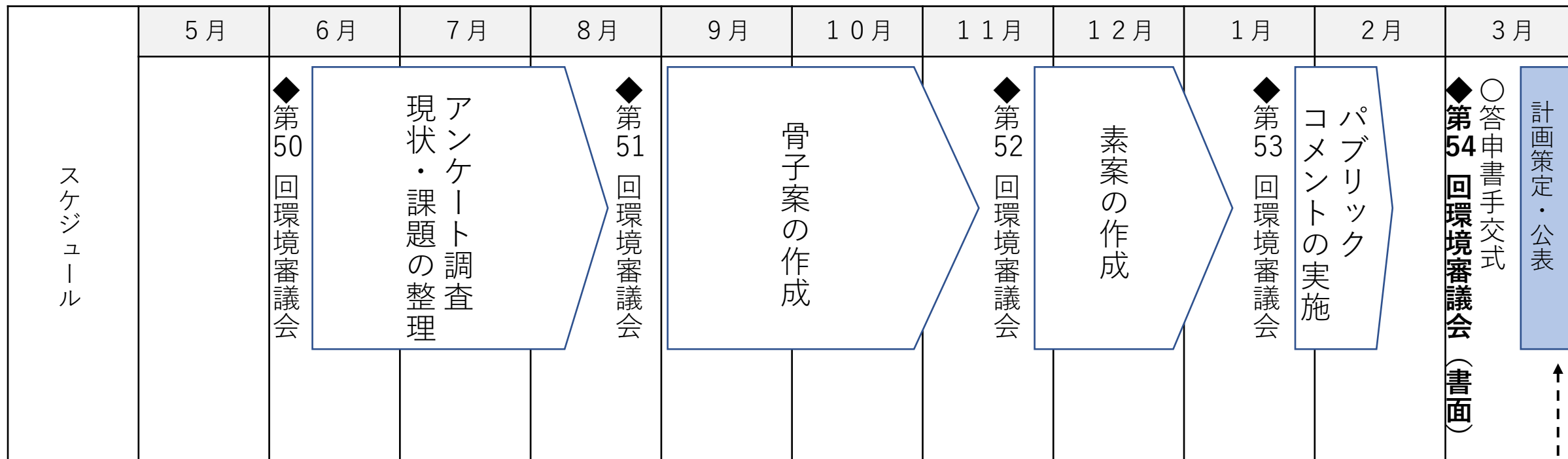
別紙2のとおり

### 【参考】宇都宮市環境審議会における検討経過

- ・令和7年 6月 2日（月）  
第50回宇都宮市環境審議会 「第4次宇都宮市環境基本計画等の策定について」（諮問）
- ・令和7年 8月26日（火）  
第51回宇都宮市環境審議会 「第4次宇都宮市環境基本計画の策定に係る現状・課題の整理について」
- ・令和7年11月21日（金）  
第52回宇都宮市環境審議会 「第4次宇都宮市環境基本計画の骨子（案）について」
- ・令和8年 1月26日（月）  
第53回宇都宮市環境審議会 「第4次宇都宮市環境基本計画の素案について」

# 2 策定スケジュール

## 計画策定における環境審議会のスケジュール



### 【環境審議会の開催時期及び検討内容】

- ・第50回環境審議会 ( 6月 2日) : 諮問, 計画策定について (国・県の動向, 現行計画の進捗評価)
- ・第51回環境審議会 ( 8月 26日) : 現状・課題の整理 (アンケート集計, 現状把握と課題抽出)
- ・第52回環境審議会 (11月 21日) : 骨子案 (将来像, 基本方針, 基本施策等)
- ・第53回環境審議会 ( 1月 26日) : 素案
- ・第54回環境審議会 ( 3月 3日) : **パブリックコメントへの対応, 答申書案 ※書面開催 (3月9日まで)**
- ・答申書手交式 ( 3月 中旬) : 第4次環境基本計画の答申 (会長・副会長)

※第55回環境審議会  
(3月27日予定)  
・「宇都宮の環境 (環境  
状況報告書 令和7年度  
版)」について

## 「第2次うつのみや生きものつながりプラン」(素案)に関する パブリックコメントへの対応について

### ◎ 趣旨

「第2次うつのみや生きものつながりプラン」の素案に関するパブリックコメントを実施したことから、意見への対応について協議するもの

### ○ 目次

- 1 パブリックコメントの実施状況について
- 2 意見の概要と市の考え方
- 3 策定スケジュール

# 1 パブリックコメントの実施状況について

## (1) 意見の募集期間

令和8年1月29日（木） ～ 2月19日（木） ※計画（案）については別紙3，別冊2参照

## (2) 実施結果

意見の応募者数：1名（メール）  
 意見数：2件

## (3) 意見の処理状況

- 提出された意見等の処理にあたっては、宇都宮市パブリックコメント制度実施要綱に基づき、意見の概要及び市の考え方を公表する。
- なお、パブリックコメントの結果公表様式に基づく処理区分の内訳は下表のとおり

区分	内容	件数
A	意見の趣旨等を反映し，計画に盛り込むもの	
B	意見の趣旨等は，計画に盛り込み済みと考えるもの	2件
C	計画の参考とするもの	
D	計画に盛り込まないもの	
E	その他，要望・意見等	
合計		2件

## 2 意見の概要と市の考え方

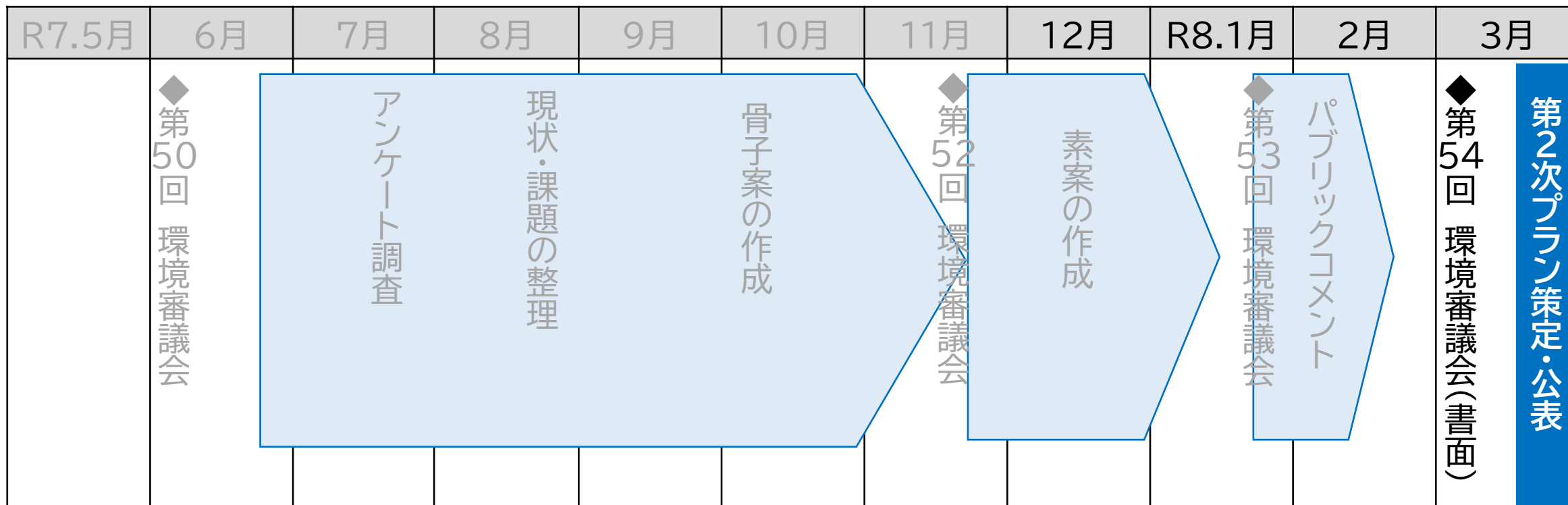
No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	B	<p>「生物多様性」が宇都宮市民にどのようなメリットをもたらすのか、十分に説明してほしい。</p>	<p>本プランは、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的とする「生物多様性基本法」第13条に基づく計画として、生物多様性国家戦略やその他関連計画を踏まえ策定する生物多様性地域計画となります。</p> <p>P3～4「第2章 生物多様性の概要」に、食べ物や水、木材、医薬品などの供給や、山地災害・土壌流出の防止などの「生物多様性がもたらす恩恵」や、「私たち人間が、それらの恵みを享受して生活していること」について記載しており、ご意見の趣旨等は盛り込み済みと考えておりますが、P1「第1章－1 プラン策定の目的・必要性」の冒頭にも同趣旨の内容を補足いたします。</p>

## 2 意見の概要と市の考え方

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
2	B	<p>生物多様性を維持・確保することにより、いつまでにどのようなメリットが得られるのか・定量的かつ具体的に示してほしい。</p>	<p>国は「生物多様性国家戦略2023－2030」において、「2030年までに陸域と海域の30%以上を健全な生態系として効果的に保全」する、いわゆる「30by30目標」を掲げており、この目標の根拠の一つとして、国内の科学的知見においては、「陸域に関して、保護地域を30%まで効果的に拡大すると、生物の絶滅リスクが3割減少する見込みがある」とする研究報告があります。</p> <p>国はこの目標に向け、「自然共生サイト」の認定を推進しており、本プランにおいても、「自然共生サイトの認定に向けた支援等」を推進してまいります。</p> <p>ご意見の趣旨等は、P7「30by30目標」と「自然共生サイト」に盛り込み済みと考えておりますが、上記の内容を当該ページに補足いたします。</p>

⇒ パブリックコメントを踏まえ、第2次うつのみや生きものつながりプラン(案)を修正……別冊2

# 3 策定スケジュール



## 【環境審議会の開催時期及び検討内容】

- ・ 第50回環境審議会 ( 6月 2日) : 計画策定について
- ・ 第52回環境審議会 (11月21日) : 骨子案 (将来像, 基本方針, 基本施策等)
- ・ 第53回環境審議会 ( 1月26日) : 素案
- ・ 第54回環境審議会 ( 3月 3日) : パブリックコメントへの対応 ※書面開催 (3月9日まで)